

*都市局[受取] 決裁欄	部長		*処理欄	*建設局[返却確認]
	係長			
	係員			

**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト
(2-3-4 須磨・舞子海岸都市景観形成地域)**

*景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局景観政策課にご相談ください。

*屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。

*チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記入者	所属・氏名	
	連絡先	TEL E-Mail
※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。		

◆ 2-3-4 須磨・舞子海岸都市景観形成地域 の基準

景観形成基準			チェック	計画内容					
すべての広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。							
	配置・位置	○眺望点等からの眺望・見通しに配慮した掲出位置とする。							
	種別	○自家用広告物のみとする。ただし、塩屋海岸Aゾーンの商業業務地及び垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。							
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 ○1敷地あたりの総面積は、ゾーンごとに次表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ゾーン</td> <td>1敷地あたりの総面積</td> </tr> <tr> <td>須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸 A (商業業務地は除く)、舞子海岸、西舞子</td> <td>接道延長[単位:m] × 1.0 (空地の場合は0.5) m²以下</td> </tr> <tr> <td>塩屋海岸B、垂水周辺A (商業業務地は除く)、垂水周辺B</td> <td>接道延長[単位:m] × 1.5 (空地の場合は0.75) m²以下</td> </tr> </table>	ゾーン	1敷地あたりの総面積	須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸 A (商業業務地は除く)、舞子海岸、西舞子	接道延長[単位:m] × 1.0 (空地の場合は0.5) m ² 以下	塩屋海岸B、垂水周辺A (商業業務地は除く)、垂水周辺B	接道延長[単位:m] × 1.5 (空地の場合は0.75) m ² 以下	
ゾーン	1敷地あたりの総面積								
須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸 A (商業業務地は除く)、舞子海岸、西舞子	接道延長[単位:m] × 1.0 (空地の場合は0.5) m ² 以下								
塩屋海岸B、垂水周辺A (商業業務地は除く)、垂水周辺B	接道延長[単位:m] × 1.5 (空地の場合は0.75) m ² 以下								
映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。								
地上広告物	○10m以下とする。 ○1面あたり10m ² 以下とする。								
屋上広告物	配置・位置	○国道2号の道路の上には突き出さない。ただし、垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。							
	基本事項	○掲出しない。ただし、垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。							
	高さ	○垂水周辺Aゾーンの商業業務地において掲出する場合は、建築物の高さの3分の1以下かつ4m以下とする。							
突出広告物	配置・位置	○垂水周辺Aゾーンの商業業務地において掲出する場合は、傾斜屋根には掲出しない。							
	表示面積	○1面あたり10m ² 以下とする。							
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。							
備考	商業業務地は、用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域をいう。								

夜間景観形成基準				チェック	計画内容
すべての広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。		
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		

◆ 2 - 1 景観計画区域全域 の基準

※ 1個あたりの表示部分の面積が7m²を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20m²を超えるもの又は高さが4mを超えるものに適用されます。

※須磨・舞子海岸都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

景観形成基準				チェック	計画内容
		商工系地域	住居系地域		
すべての広告物	基本事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。			
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。		
備考	商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。		※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域		